

施術所に関する届出一覧

業種	届出内容	手 続 内 容				提出時期	説 明
		提出書類 (※1)	添付書類	提出部数 (※2)	届出時提示書類等		
あん摩マツサージ指圧、はり、きゆう／柔道整復	新規開設 〔特記事項〕 ・新規開設にあたっては、できる限り事前にご相談ください。 ・担当者不在の場合には対応できない可能性もありますので、事前にご予約の上、来所をお願いいたします。	施術所開設届 (様式第1号)	<ul style="list-style-type: none"> 建物（施術所）の平面図 敷地周辺の見取図 施術業務に従事する者の資格免許証の写し及び運転免許証等の本人確認書類の写し 開設者が法人の場合にあつては、当該法人の登記事項証明書 開設者が個人の場合にあつては、当該開設者の運転免許証等の本人確認書類の写し その他必要な書類 	1部	<ul style="list-style-type: none"> 施術業務に従事する者の資格免許証の原本（開設者による原本証明が添付されている場合は不要） 施術業務に従事する者の運転免許証等の本人確認書類の原本（開設者による原本証明が添付されている場合は不要） 開設者が個人の場合にあつては、当該開設者の運転免許証等の本人確認書類（※3） 	開設後 (10日以内)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施術所の平面図には次の内容を記載してください。 各室用途、寸法、面積、窓、外気開放面積、換気装置、消毒装置、ベッド、電気光線器具・その他機器類等の配置 ○ 待合室と施術室が明確にわかるように図面上で色分け等をしてください。 ○ 見取図は、当該施術所の所在地がわかるもの（住宅地図等）であつて、かつ敷地及び建物の配置がわかるもの。 ○ 登記事項証明には、施術所の運営について記載されていなければなりません。 ○ 本人確認書類は、公的機関等が発行したものに限ります。なお、当該確認書類に顔写真が写っていない場合は、2種類の公的確認書類をご用意ください。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">1日施術所の場合</div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 必ず建物内部の室（四方が固定壁または同等の機能を有すると認められるもので囲まれている場所）を施術所とし、施術室と待合室を明確に区分してください。 ㊦ イベント等における屋外（仮設テントを含む）での開設はできません。
	届出事項変更	① 構造設備等 ② 業務に従事する施術者 ③ 施術所の名称 ④ 開設者の住所、氏名（開設者が法人の場合にあつては、当該法人の主たる事務所の所在地又は名称）	①の場合 変更部分を明らかにした平面図（変更前後の平面図） ②の場合 新たに追加した場合は、当該雇用者の資格免許証の写し及び運転免許証等の本人確認書類の写し ④の場合 開設者が法人の場合にあつては、変更後の当該法人の登記事項証明書 ・ その他必要な書類	1部	①の場合 変更後の状態がわかる写真等がある場合は参考提示（必要に応じて） ②の場合 ・ 新たに追加した者の資格免許証の原本（開設者による原本証明が添付されている場合は不要） ・ 新たに追加した者の運転免許証等の本人確認書類の原本（開設者による原本証明が添付されている場合は不要） ③の場合 変更後の名称がわかるもの（看板等）の写真等がある場合は参考提示（必要に応じて）	変更後 (10日以内)	②の説明 本人確認書類は、公的機関等が発行したものに限ります。なお、当該確認書類に顔写真が写っていない場合は、2種類の公的確認書類をご用意ください。 ④の説明 区画整理に伴う地番変更等の場合は、「換地処分変更証明書」等の写しを添付してください。 ㊦ 開設主体が変更となる場合又は施術所の所在地が変更となる場合（区画整理に伴い地番のみ変更となる場合は除く）は、既存施術所の廃止及び新規開設の手続きが必要となります。
	休 止	施術所休止届 (様式第3号)	—	1部	—	休止後 (10日以内)	
	廃 止	施術所廃止届 (様式第3号)	—	1部	—	廃止後 (10日以内)	
再 開	施術所再開届 (様式第3号)	—	1部	—	再開後 (10日以内)	㊦ 再開に際し、休止前と施術業務に従事する者が変更になっている場合は、「施術所開設届出事項一部変更届（様式第2号）」も提出する必要があります。	
あん摩マツサージ指圧、はり、きゆう	開 始	出張專業業務開始届 (様式第4号)	<ul style="list-style-type: none"> 資格免許証の写し 運転免許証等の本人確認書類の写し その他必要な書類 	1部	<ul style="list-style-type: none"> 資格免許証の原本 運転免許証等の本人確認書類の原本 	開始後 (10日以内)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人確認書類は、公的機関等が発行したものに限ります。なお、当該確認書類に顔写真が写っていない場合は、2種類の公的確認書類をご用意ください。 ㊦ 出張專業業務の届出ができるのは個人のみです。
	休 止	出張專業業務休止届 (様式第5号)	—	1部	—	休止後 (10日以内)	
	廃 止	出張專業業務廃止届 (様式第5号)	—	1部	—	廃止後 (10日以内)	
	再 開	出張專業業務再開届 (様式第5号)	—	1部	—	再開後 (10日以内)	
	滞在業務	滞在業務開始届 (様式第6号)	<ul style="list-style-type: none"> 資格免許証の写し 運転免許証等の本人確認書類の写し その他必要な書類 	1部	<ul style="list-style-type: none"> 資格免許証の原本 運転免許証等の本人確認書類の原本 	開始前	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人確認書類は、公的機関等が発行したものに限ります。なお、当該確認書類に顔写真が写っていない場合は、2種類の公的確認書類をご用意ください。 ㊦ 滞在業務の届出ができるのは個人のみです。

※1 あん摩マツサージ指圧・はり・きゆうと柔道整復では様式が異なります。所定様式は保健所保健医療総務課で配布しているほか、高崎市のホームページからダウンロードすることができます。

※2 届出者の控えが必要な場合は、2部作成し届出時にお持ちください。（受付印を押印の上、1部お返しします。）

※3 開設者が個人の場合の開設届の提出又は出張專業業務開始届、滞在業務開始届の提出に際しては、開設者の本人確認を要するため、開設者本人による窓口での手続きを原則とします。